

大会運営に関する取り決め

日本動物実験代替法学会は大会運営に関して以下の取り決めを行う。

1. 日本動物実験代替法学会の大会長（以下、大会長）は和文および英文の大会プログラムを作成し、学会ホームページに掲載する。
2. 大会講演要旨は和文および英文にてそれぞれ作成する。要旨集が和文のみの場合、英文プログラムおよび英文要旨は大会期間中に海外から参加者や必要とする方へ印刷物として配布する。なお、英文要旨は後日AATEXに掲載される。
3. 大会要旨集に学会賛助会員名を掲載する。
4. 大会長は大会要旨集を大会事前参加登録者、学会賛助会員（プラチナ会員、ゴールド会員、シルバー会員）および大会賛助企業へ事前発送する。なお、事前発送部数は、プラチナ賛助会員は5名/会員、ゴールド賛助会員は2名/会員、シルバー賛助会員は1名/会員とする（細則 第1章第1条4）。大会賛助企業の事前発送部数は、賛助金額に応じて大会長が定める。
5. 大会長は、プラチナ賛助会員5名/会員、ゴールド賛助会員2名/会員、シルバー賛助会員1名/会員を大会に招待する（細則 第1章第1条4）。また、学会賛助企業への大会招待者数は、賛助金額に応じて大会長が定める。
6. 賛助会員には大会会場でのブースの割引を行う（細則 第1章第1条4）。割引率は大会長が定めることとする。
7. 大会期間中の学会主催会場費（評議会、理事会、各種委員会、その他学会主催のシンポジウム等）は、大会長が用意する。
8. 本取り決め事項は、第 26 回大会から適用する。

付則 本規定は 2012 年 12 月 7日より施行する。